



市 章

大津市公報

平 成 25 年 11 月 19 日
号 外 (第 66 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

○ 告 示

263 びわこ大津草津景観推進協議会の設置について…………… 1

告 示

大津市告示第263号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定により、大津市及び草津市が琵琶湖や旧東海道でつながる景観やまちなみについて、より良い景観形成に資する連絡調整を行うため、次のとおり協議により規約を定め、びわこ大津草津景観推進協議会を設置したので、同条第2項の規定により、告示する。

平成25年11月19日

大津市長 越 直 美

びわこ大津草津景観推進協議会規約

(目的)

第1条 この協議会は、琵琶湖の対岸に位置する大津市と草津市が、琵琶湖や旧東海道でつながる景観やまちなみについて、その保全と新たな創造に取り組み、いっそう愛着と魅力あるものとして未来につなげていく施策を円滑に推進し、より良い景観形成に資するため、連絡調整を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、びわこ大津草津景観推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(構成)

第3条 協議会は、大津市及び草津市（以下「関係市」という。）をもって構成する。

(協議事項)

第4条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連絡調整を行う。

- (1) 関係市が連携して取り組むことによって、より効果的に景観形成を推進することが期待できる施策に関すること。
- (2) 広域的な景観の保全及び形成に関する研究及び職員の知識習得、能力向上のあり方に関すること。
- (3) 関係機関及び関係団体との連携に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的達成に必要な事項に関すること。

(会長及び副会長)

第5条 会長及び副会長は、関係市の長のうちから関係市の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 会長及び副会長の任期は、1年とする。

4 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第6条 委員は、会長以外の関係市の長及び関係市の景観行政を所管する部局の職員をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、会長選出市に置く。

(会議)

第8条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 副会長は、必要があると認めるときは、会長に対し、会議の招集を請求することができる。

(関係者の出席)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(経費の支弁の方法)

第10条 協議会の経費は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、会長が協議会の会議に諮って定める。

(補足)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会の会議に諮って別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成25年11月2日から施行する。
- 2 この規約の施行後最初に就任する会長及び副会長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。